

(R7.3.17)

土木部土木総務課建設産業対策室 武田、花岡

TEL : 0852-22-5388 FAX : 0852-22-5782

E-mail : shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(有)伸洋工業 知事-第4692号	石川 耕三	島根県松江市 黒田町87-4	令和 7年 3月18日から 令和 7年 4月17日まで (1か月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(有)伸洋工業は、松江市八束町江島所在の江島2号物揚場において、同物揚場に着岸中の浚渫船第16しまね号のグラブバケットクレーンを使用して、散乱するおそれのある捨石を同物揚場から同船に積み込むに当たり、これが水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなかった。

このため、(有)伸洋工業及び荷役作業の現場作業に関する責任者に対し、港則法違反罪で公訴の提起をされ、松江簡易裁判所より略式命令がなされた。

4. 指名停止措置理由等

同社が公訴を提起され略式命令を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第9号に該当する。

なお、指名停止措置期間は1か月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等及び維持修繕業務等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1ヵ月以上9ヵ月以内